

令和6年能登半島地震に伴う 住宅の応急修理制度について（災害救助法）

この度の災害に際し、被災された方に、心よりお見舞い申し上げます。
災害救助法に基づき、被害認定をうけた世帯に対し、日常生活に必要な
不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を行う制度です。

■対象者（世帯）

- ・大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の「**住宅**」被害の
り災証明を受けた者
- ・自らの資力では応急修理をできない者

■応急修理の範囲

「**住宅**」の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の
配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な不可欠な部分
であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所に限ります。

（畳や壁紙等のみの張り替えや家電製品は対象外です。）

■応急修理の限度額（1世帯あたり）

- ①大規模半壊、中規模半壊、半壊 …… 706,000円以内
- ②準半壊 …… 343,000円以内

※準半壊に至らない場合は、対象外となります。

■申込み提出必要書類（工事着手前に提出してください。）

- ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ・資力に関する申出書（様式第2号）
- ・り災証明書（金沢市資産税課にて申請・交付）
- ・工事施工前の被害状況が分かる写真
- ・修理見積書（様式第3号）

■手続きの流れ 別紙 図1を参照してください。

■完了期限 令和7年12月31日まで ※期間延長になりました

問い合わせ先（書類提出先）

金沢市役所 都市整備局 住宅政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL：076-220-2553 FAX：076-261-3366

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ

